

双葉町地域福祉ビジョン

— 第 2 次 —

～ 人にやさしい福祉のまちづくり ～

(令和 3 年度～令和 7 年度)



令和 2 年12月



社会福祉法人
双葉町社会福祉協議会

— 目 次 —

【頁】

第1章 双葉町地域福祉ビジョン策定にあたって

第1節 ビジョン策定の背景	1
第2節 ビジョンの位置づけ	3
第3節 地域福祉の考え方	9
第4節 ビジョンの期間	11

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 帰還に向けた双葉町民の状況	12
第2節 震災後の双葉町社会福祉協議会とこれまでの事業	15
第3節 帰還に向けた流れ	17
第4節 地域福祉に関する課題	20

第3章 ビジョンの目指す方向性について

第1節 基本方針	21
第2節 基本目標及び施策方針	22
第3節 ビジョンの体系	25

第4章 施策の展開

第1節 誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり	28
1) 相談支援体制の強化	
(1) 地域包括支援センターの強化	
(2) 生活支援相談員等の訪問活動の充実	
(3) 生活困窮者支援事業の充実	
(4) 権利擁護の推進	
2) 介護予防等による町民の健康増進・向上	
(1) 介護予防事業、介護サービスの推進	
3) 帰還に向けた町民支援体制の推進	
(1) 相談支援体制の検討	
(2) 介護サービス等の検討	
第2節 安心して暮らせる住民主体の地域づくり	37
1) 地域支え合いの推進	
(1) 「支え合い」の啓蒙・啓発	
(2) 活動を支える人材の育成	
(3) 地域の生活支援体制の充実	
2) 災害時等の助け合いの推進	
(1) 災害時等に備えた体制整備	
3) 帰還後の地域支え合いづくり	
(1) 「支え合い」の啓蒙・啓発	
(2) 町民の実態把握	

第3節 社会福祉協議会の基盤整備 44

- 1) 組織体制の強化
 - (1) 組織体制の強化
 - (2) 財源の確保
 - (3) 職員の資質向上・育成
- 2) 帰還に向けた組織体制整備
 - (1) 社協組織体制の整備

第5章 地域別施策の考え方と5年後（令和7年）の到達目標

第1節 双葉町 50

第2節 避難先 51

- 1) いわき（市内）拠点
- 2) その他拠点

第6章 ビジョンの推進にあたって

第1節 ビジョン内容の周知徹底 52

第2節 推進体制と見直し 52

第3節 ビジョンの進行管理 53

第 1 章 双葉町地域福祉ビジョン策定にあたって

第1節 ビジョン策定の背景

- 平成23（2011）年3月に起こった東日本大震災、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により、双葉町は大きな被害を受け、全町民の避難を余儀なくされています。
- 双葉町は、平成23（2011）年に警戒区域に指定されました。平成25年7月（2013年）には、浜野・両竹地区が避難指示解除準備区域、それ以外の地区が帰還困難区域に再編されました。
- いわき市、郡山市、南相馬市、福島市、白河市等の県内市町村に加え、加須市、つくば市等の県外まで町民の避難先は分散し、福祉課題は、深刻化、複雑化しています。例えば、避難生活により、一人暮らしの高齢者が増加し、認知症、社会的孤立等、見守りを必要とする人が増加しました。
- さらに、仮設住宅から復興住宅、持ち家等への移動により、これまでに築かれてきた絆は崩れ、コミュニティの希薄化が進みました。そのような状況の中、福祉課題を正確に把握すること、そして、それらの解決に向けてどのような取り組みを行うのかを示していくことが大切です。
- その後、除染作業、福島第一原発の廃炉作業の進展、災害・復興公営住宅の整備、津波被災地区の復旧事業が進められ、双葉町を除く全ての自治体で住民の帰還が始まっています。
- 町内の96%が帰還困難区域に指定された双葉町ですが、令和2（2020）年3月避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示が解除されました。令和4（2022）年春には特定復興再生拠点区域全体の避難指示が解除される予定です。
- 町内では、役場機能の一部再開（駅周辺）、中野地区復興産業拠点、産業交流センター、アーカイブ拠点施設、町営墓地、公営住宅、官民複合施設、インフラ（道路・上下水道・電気・通信等）の整備など帰還に向けて、双葉町での生活を再開するために必要な環境整備が徐々に進められています。

双葉町の復興に伴う諸活動・展開と並行して・・・

「双葉町社会福祉協議会」の現状と今後の展開

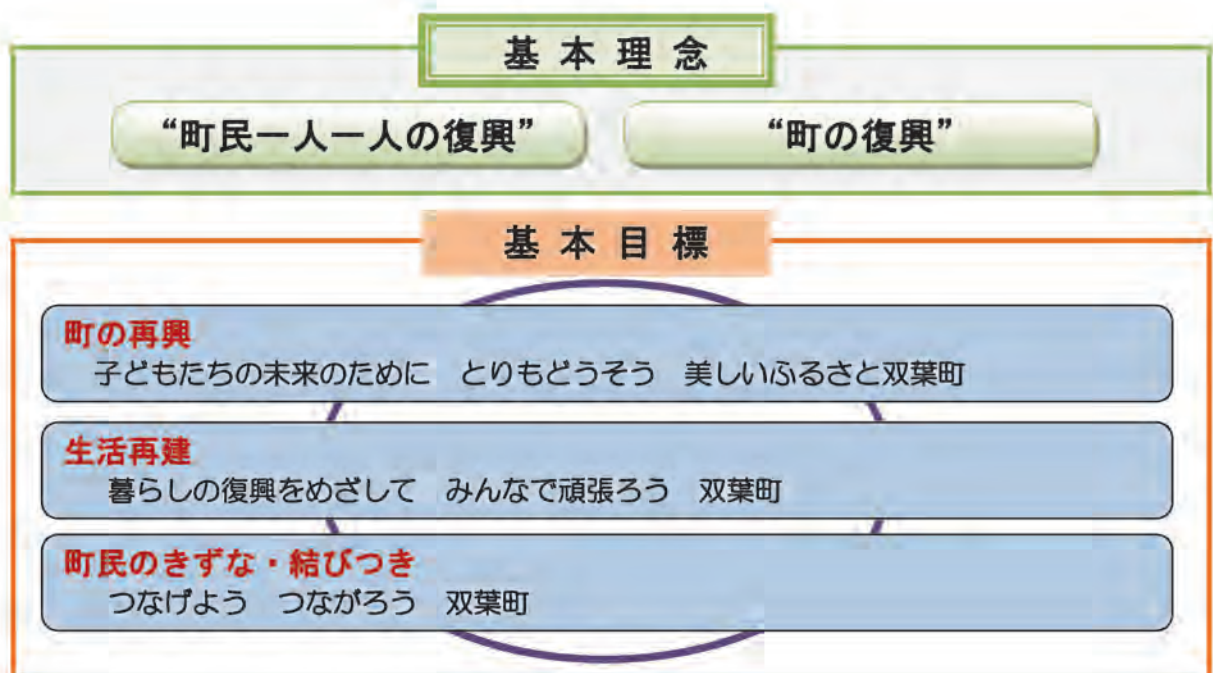
- 双葉町社会福祉協議会は、町民の多い、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市、加須市に拠点を置き、生活支援相談員を配置する等して町民のケアを実施しています。また、いわき市には地域包括支援センター、デイサービスセンターを設置し、介護サービス事業を実施しています。

- 双葉町社会福祉協議会は、「双葉町（双葉町民）の福祉とは何か」を常に考え、町民一人一人の支え合いや助け合いの活動を軸とした、住みよいまちづくりを推進してきました。また、住民主体、住民参加による地域福祉の課題解決につながることを目指してきました。
- 双葉町社会福祉協議会は、今後、帰還される町民を受け入れる準備及び帰還が始まった際の活動を展開する体制づくりと、各避難先地域における活動を並行して進めていかなければなりません。



第2節 ビジョンの位置づけ

- これまで双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月）」、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（平成27年3月）」、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）（平成27年3月）」、「双葉町内復興拠点基本構想（平成28年3月）」、「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（平成28年3月）」を策定してきました。
- 「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成28年12月）」は、これまで各計画にそれぞれ記載されていた「人の復興」と「町の復興」に係る各種の施策を横断的に整理し、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、新たに策定したものです。
- 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」において、双葉町の復興まちづくりの「復興像」として、2つの基本理念と3つの基本目標を定めました。第二次計画においても、この考え方を踏襲し、『“町民一人一人の復興”と“町の復興”をめざして』を基本理念とし、3つの基本目標の下で、双葉町の復興に向けて全力で取り組んでいきます。



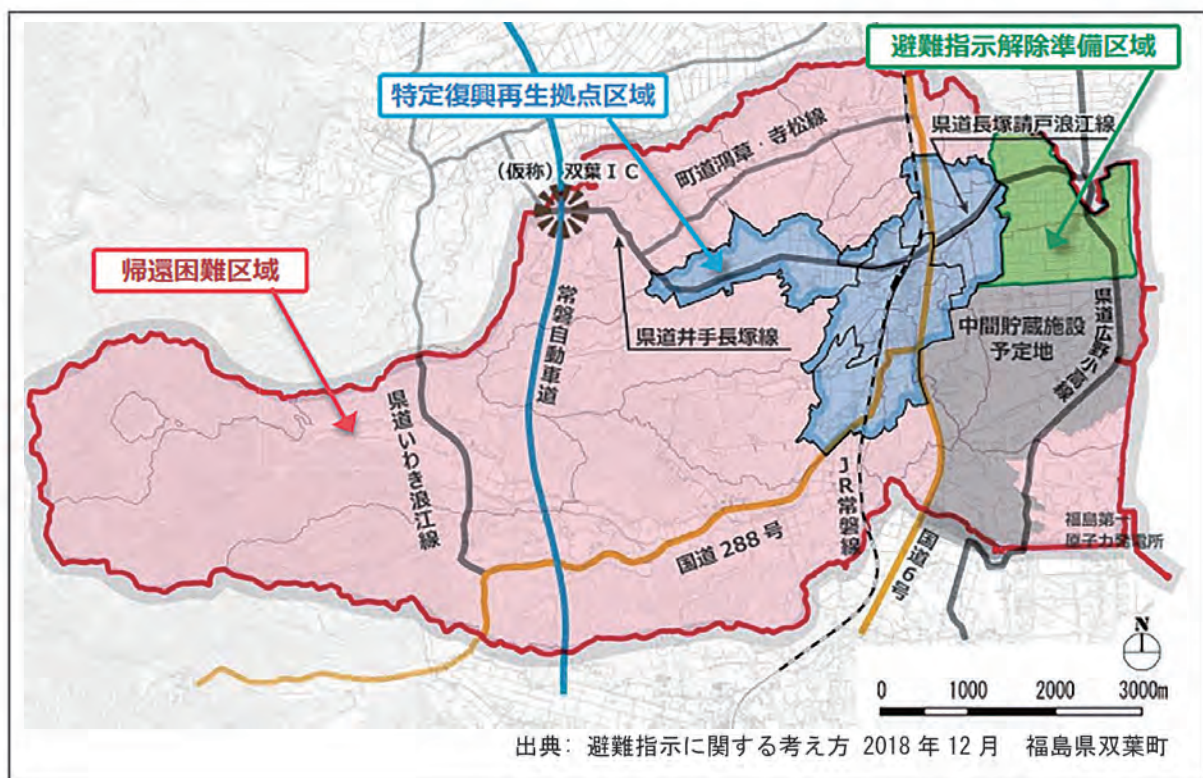
【双葉町の将来像】

双葉町の 6 つの将来像		将来の姿（町再興期のイメージ）
将来像 1	町民のきずなを繋げるまち	●双葉町とのつながりが保たれています。 ●交流の促進が創出されています。 ●町の復興のシンボルが創られています。
将来像 2	ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち	●双葉町の記憶が伝承されています。 ●ふるさとへの思いや良さが継承されています。
将来像 3	新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち	●新たな生活の場が確保されています。 ●中心市街地が再生しています。 ●生活・産業を支えるインフラが整備されています。
将来像 4	新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち	●魅力的な雇用の場が確保されています。 ●産業（農業・商工業）が再生しています。 ●復興を牽引する新たな産業が創出しています。
将来像 5	次世代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち	●人材育成・教育により、次世代の町民が活躍しています。 ●さらに次の世代に対する高度な教育環境も整備されています。
将来像 6	災害を克服し安全・安心に暮らせるまち	●津波災害への備えが進み、減災対策が図られています。 ●暮らしの安全対策が確保されています。 ●健康的で生き生きとした生活がなされています。 ●原発の廃炉が確実に進められています。 ●中間貯蔵施設が安全に運営・管理されています。

【施策体系】

3つの取組分野	復興に向けた各種取組	
【町の再興】 ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興	① JR 双葉駅周辺における「住む拠点」の整備	●新市街地ゾーン ●まちなか再生ゾーン
	② 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備	●新産業創出ゾーン ●再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン
	③ 浜野地区における「発信拠点」の整備	●被災伝承・復興祈念ゾーン
	④ 町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備	●耕作再開モデルゾーン ●共同墓地の整備
	⑤ 関連インフラの整備	●復興シンボル軸（県道井手長塚線等）の整備等 ●海岸堤防・防災林 ●町道、上下水道の整備
【生活再建】 町民一人一人の生活再建の実現	① 不自由な避難生活の改善に向けた取組	●住環境の改善 ●双葉町外拠点の整備
	② 自立した生活の再建に向けた取組	●生活の再建 ●事業活動支援と就業支援
	③ 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組	●保健・医療・介護・福祉体制の確保 ●高齢者等の健康・生きがいづくり
【町民のきずな・結びつき】 町民のきずなの維持・発展、ふるさとへの思いを繋ぐ	① 町民のきずなの維持・発展に向けた取組	●町民の交流機会の確保 ●町からの情報提供の充実・円滑化
	② 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組	●双葉町を担う次世代の育成 ●教育環境の充実 ●ふるさとの荒廃防止等 ●双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承 ●震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

- 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられて9年以上の月日が経過しました。この間、双葉町を除く全ての自治体で町民の帰還が始まっています。
- 町内の96%が帰還困難区域に指定された双葉町ですが、
 - ・ 2020年春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除。
 - ・ 2022年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標とする「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（2017年9月以下「特定拠点計画」）」が内閣総理大臣の認定を受けたことにより、町内の帰還環境整備が急速に進んでいます。
- 特定拠点計画の認定から約5年が経過する2022年春頃に向け、帰還を希望する町民や、町内の「働く拠点」等の就労者の受け皿となる「住む拠点」を整備し、特定拠点全域の避難指示解除と居住開始を目指します。
- 「住む拠点」での居住開始に向けては、インフラ復旧・生活関連サービス再開その他の帰還環境整備のほか、各種規制の段階的な緩和等、国・県と連携しながら取り組みます。



【特定拠点計画における目標】

計画期間	～2022 年 8 月
避難指示解除の目標	○ 2020 年春頃まで・・・ 避難指示解除準備区域と JR 双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除による立入自由化
	○ 2022 年春頃まで・・・ 特定拠点全域の避難指示解除による居住開始
避難指示解除から 5 年後の居住人口目標	約 2,000 人

- 町民の帰還が始まる 2022 年春頃に向けては、町内で居住を再開できるよう、以下の都市機能回復や生活サービスの再開を目指し、取り組みを進めます。
- 関連機関と連携し、実現に向けて検討調整を進めます。（以下の施設は一部）

【2022 年春頃に向けた取組】

都市機能・生活サービス等	取 組 内 容	担当課
町役場	・当面の間、JR 双葉駅周辺地区での役場機能の再開 ・支所、出張所を含めた役場機能の最終的なあり方検討	総務課
商業	・駅西地区官民複合施設内での小売施設や飲食施設の開業 ・一般国道 6 号沿いでの小売施設や飲食施設の開業	産業課 復興推進課
郵便局・銀行等	・特定拠点全域での集荷・配達再開 ・郵便局・銀行の町内での再開	復興推進課
医療・介護	・周辺自治体と連携した体制整備 ・周辺自治体と連携した、介護保険施設・介護サービスに係る体制整備 ・介護保険施設（特別養護老人ホームせんたん等）の在り方検討	健康福祉課
教育・子育て	・再開済みの周辺町村の学校の区域外通学に係る調整 ・児童施設等の在り方検討 ・既存の幼稚園等、小・中学校の在り方検討 ・県立双葉高等学校の在り方検討（県と連携）	教育総務課 健康福祉課
地域公共交通	・隣接町村とも連携しつつ、地域コミュニティバスの整備 ・タクシー事業、運転代行業の営業圏の拡大	復興推進課
警察・消防	・JR 双葉駅周辺への駐在所の設置 ・町内の各拠点での警官立寄所の設定 ・消防機能の確保	住民生活課
防犯・防災	・地域防犯パトロール・防犯カメラの継続・拡充 ・必要に応じ、防犯灯の設置 ・消防団組織の段階的な再構築	住民生活課
住宅・宿泊施設等	・公営住宅、住宅分譲地、宿泊施設の整備	復興推進課 総務課
生活ゴミ処理	・生活ゴミ処理サービスの再開	住民生活課
有害鳥獣対策	・有害鳥獣対策等の実施	産業課

【双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要】



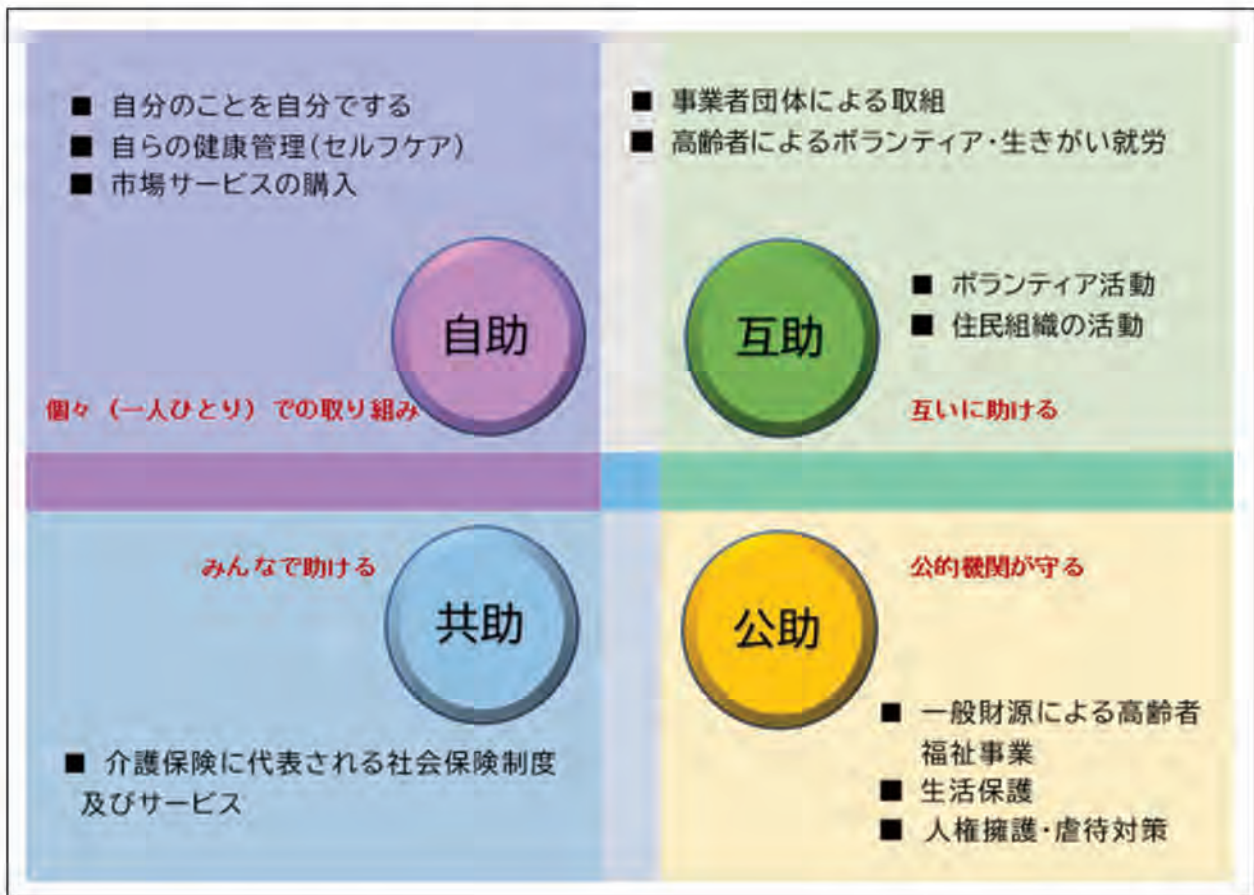
第3節 地域福祉の考え方

- 福祉というと高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などそれぞれ分野毎に対象が決まっており、その対象の方のための福祉と思われるがちですが「地域福祉」の対象は“地域”であり、そこに住んでいる住民です。
- 地域には様々な方が住んでおり、課題や問題も多様であるため、一つの福祉サービスだけでは対応できないことがあります。そこで、公的サービスで対応できない課題に対しては、住民が互いに力を合わせ、解決することが必要です。
- そうした意味では、地域福祉とは住民一人一人の力（自助）・住民同士の力（互助）・社会保障などの相互扶助（共助）・公的機関による支援（公助）など重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。
- 「地域福祉」はすべての住民の方が安心して生き生きと生活できるよう、自助・互助・共助・公助が協力し合うことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人一人が自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。
- それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながらも「互助」、「共助」、「公助」をバランスよく組み合わせていくことが必要になります。
- 『双葉町地域福祉ビジョン』は、「互助」、「共助」が地域のなかで活発に機能していくことを“住民・社協・行政が協働で進めていくための方策を示す”ものと表現することができます。

【自助・互助・共助・公助の活動内容】

自助	・ 自分の力や家族等の身近な人の支えにより住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために健（検）診を受けたり、病気になったら受診をするなど、自発的に生活課題を解決する力。
互助	・ 互助とは、隣近所等の個人的な関係性の中での支え合う活動、例えば、同じ地域に住む者それぞれが持つ生活課題を互いに解決し合う身近な人と人のつながりによる活動や取組。
共助	・ 共助とは、地域住民が社協や自治会単位でのボランティアによる見守りサービス等、組織的に行われる支え合い活動や、社会福祉事業者等と連携・協力して福祉課題を解決するシステム化された相互扶助活動。
公助	・ 行政が提供する保健・医療・福祉その他関連する施策に基づく、公的なサービスや支援。 ・ 自助、互助・共助だけでは解決できない問題に対応。

【自助・互助・共助・公助の相関図】



【費用負担による区分】

- 「公助」＝ 税による公の負担。
- 「共助」＝ 介護保険などリスクを共有化する方々との負担
- 「自助」＝ 自分のことは自分でする。（市場サービスの購入）
- 「互助」＝ 費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

【時代・人口階層区分】

- 高齢者の一人暮らし、高齢者世帯の一層の増加により、「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形になる。
- 少子高齢化や財政状況から「公助」「共助」の大幅な拡充を期待することは難しく「自助」「互助」の果たす役割が大きくなる取り組みが必要。

【地域における区分】

- 都市部においては、「互助」に期待することは難しい一方で、「自助」によるサービスの購入が可能。
都市部以外の地域では、住民間における「互助」に期待するところが大きい。特に、被災地においては、一部「公助」を取り入れ、「互助」（ボランティア・住民の自発的活動）へ向けた支援（形態・体制づくりへの後押し等）が望ましい。

第4節 ビジョンの期間

- 本ビジョンは、これまで双葉町が策定した各種計画と連動させながら、双葉町民に対する社会福祉、地域福祉にかかる施策のうち、双葉町社会福祉協議会に求められる役割や具体的な施策を5年のステップ別に整理しました。
- 一部区域の避難指示解除後の令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年とします。



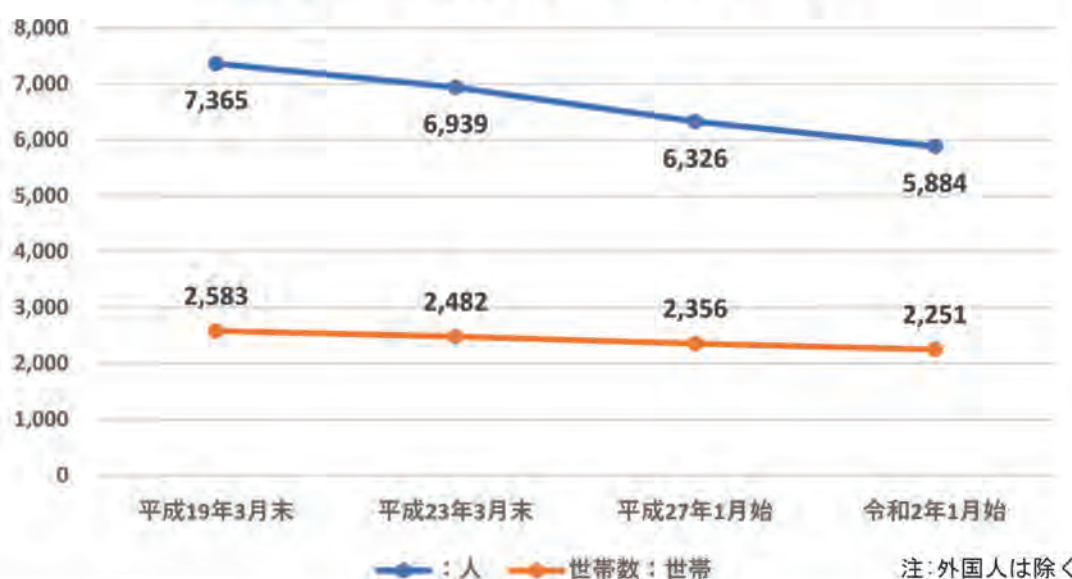
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 帰還に向けた双葉町民の状況

1) 双葉町民の人口・世帯数

- 震災時（平成23年3月末日）の双葉町民（住民基本台帳）は6,939人でしたが、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」が策定された平成27年1月1日時点では6,326人と8.3%減少しました。
- 令和2年1月1日時点では5,884人となっています。
- 世帯数の推移は、平成19年の2,583世帯から平成23年2,482世帯、平成27年2,356世帯、令和2年2,251世帯と減少傾向になっています。

双葉町住民基本台帳人口・世帯数の推移



【双葉町住民基本台帳年齢4区分別人口の推移】

	実 数					割 合			
	0～14 歳	15～64 歳	65～74 歳	75歳 以上	合 計	0～14 歳	15～64 歳	65～74 歳	75歳 以上
H19. 3. 31	980	4,526	845	1,014	7,365	13.3	61.5	11.5	13.8
H23. 3. 31	889	4,227	752	1,071	6,939	12.8	60.9	10.8	15.4
H27. 1. 1	746	3,692	838	1,050	6,326	11.8	58.4	13.2	16.6
R 2. 1. 1	630	3,186	972	1,096	5,884	10.7	54.1	16.5	18.6

出典：住民基本台帳に基づく人口（双葉町）注：外国人は除く

2) 双葉町民の福島県内外の避難者

- 令和2年3月末日現在の双葉町民の避難状況は、福島県内が4,031人（59.0%）、県外が2,799人（41.0%）となっています。推移を見ると復興公営住宅への入居が開始されるとともに、県内に避難されている人が微増しています。

【双葉町避難状況】

		平成27年 9月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日
福島県内 の避難者数	実数	4,055	4,069	4,079	4,071	4,081	4,031
	割合	58.0	58.4	58.6	58.9	59.3	59.0
福島県外 の避難者数	実数	2,942	2,894	2,877	2,838	2,799	2,799
	割合	42.0	41.6	41.4	41.1	40.7	41.0
合 計	実数	6,997	6,963	6,956	6,909	6,880	6,830
	割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：双葉町避難状況（双葉町）

3) 双葉町民の避難先

- 福島県内の避難者数を見ると、いわき市が最も多く、次いで郡山市、南相馬市、福島市、白河市の順になっています。
- とりわけ注目されるのは、いわき市の避難者数の増加です。平成27年に2,006人だったのに対し、令和2年には2,180人と県内避難者数の54.1%を占め、時間経過に伴って避難者がいわき市に集中してきています。

【双葉町県内避難先状況】

		平成27年 9月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日
福島市	実数	334	311	288	260	242	235
	割合	8.2	7.6	7.1	6.4	5.9	5.8
会津若松市	実数	78	68	59	46	47	46
	割合	1.9	1.7	1.4	1.1	1.2	1.1
郡山市	実数	737	731	721	708	692	669
	割合	18.2	18.0	17.7	17.4	17.0	16.6
いわき市	実数	2,006	2,070	2,114	2,175	2,210	2,180
	割合	49.5	50.9	51.8	53.4	54.2	54.1
白河市	実数	237	232	214	200	187	185
	割合	5.8	5.7	5.2	4.9	4.6	4.6
相馬市	実数	56	55	60	57	57	57
	割合	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4	1.4
南相馬市	実数	198	204	232	254	268	266
	割合	4.9	5.0	5.7	6.2	6.6	6.6
その他の市町村	実数	409	398	391	371	378	393
	割合	10.1	9.8	9.6	9.1	9.3	9.7
合 計	実数	4,055	4,069	4,079	4,071	4,081	4,031
	割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出 典：双葉町避難状況（双葉町）

- 県外に避難している人は、平成 27 年の 2,942 人から令和 2 年には、2,799 人と微減しています。
- 埼玉県への避難者は、旧騎西高校が避難所となっていた背景などから、加須市に集中しており、400 人以上の人が避難しています。

【双葉町県外避難先状況】

		平成 27 年 9 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
茨城県	実 数	454	461	466	473	465	461
	割 合	15.4	15.9	16.2	16.7	16.6	16.5
埼玉県	実 数	877	856	826	820	809	796
	割 合	29.8	29.6	28.7	28.9	28.9	28.4
東京都	実 数	355	340	331	345	342	350
	割 合	12.1	11.7	11.5	12.2	12.2	12.5
新潟県	実 数	171	156	157	148	142	139
	割 合	5.8	5.4	5.5	5.1	5.1	5.0
宮城県	実 数	220	244	255	243	246	243
	割 合	7.5	8.4	8.9	8.6	8.8	8.7
その他の道府県	実 数	865	837	842	808	795	810
	割 合	29.4	28.9	29.3	28.5	28.4	28.9
合 計	実 数	2,942	2,894	2,877	2,838	2,799	2,799
	割 合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：双葉町避難状況（双葉町）



第2節 震災後の双葉町社会福祉協議会とこれまでの事業

- 現在、福島県内のいわき市、郡山市、白河市、南相馬市と埼玉県加須市の合計5か所で事務所（出張所を含む）を配置し事業を展開しています。分散した拠点での事業運営であることから、業務間の連絡体制や業務遂行の仕組みづくりが課題となっています。
- 予算面では、避難後は自主財源の確保が困難となり、財源の多くを福島県、双葉町、福島県社会福祉協議会等の受託金、補助金により運営されています。
- 事業としては、発災前の介護予防・生活支援事業、地域包括支援センター運営事業、介護保険事業の一部は継続していますがサポートセンター運営事業、生活支援相談員配置事業等、避難先での町民支援となり、事業領域は減少しています。

【主な事業】

サポートセンター 運営事業	○避難を余儀なくされている双葉町民への支援策として、いわき市、郡山市、加須市に支援活動の拠点を設け、相談支援や交流サロンを開催しています。 ・双葉町サポートセンターひだまり（いわき市） ・双葉町サポートセンター（郡山市） ・いきいきサポートセンター（加須市）
介護予防・ 生活支援事業	○運動機能向上、認知症、うつ、閉じこもり予防、町民同士の交流、孤立の防止を目的として公共施設等で介護予防教室を開催しています。
生活支援相談員 配置事業	○生活支援相談員が仮設住宅・借上げ住宅・復興公営住宅及び新たに家を建てられた双葉町民を訪問し、心や身体に関する健康相談や介護・福祉サービス等に関する相談を受け、専門機関につなぐ役割を担っています。 ・訪問相談活動 ・サロン運営活動
地域包括支援 センター運営事業	○地域包括支援センターは高齢者等の相談窓口として、介護保険やその他のサービスを利用するための情報提供や調整等を行い、介護・福祉・医療等様々な面から総合的に支援しています。
日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスに関する情報提供、助言や手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスを適切に利用するための援助等を行っています。

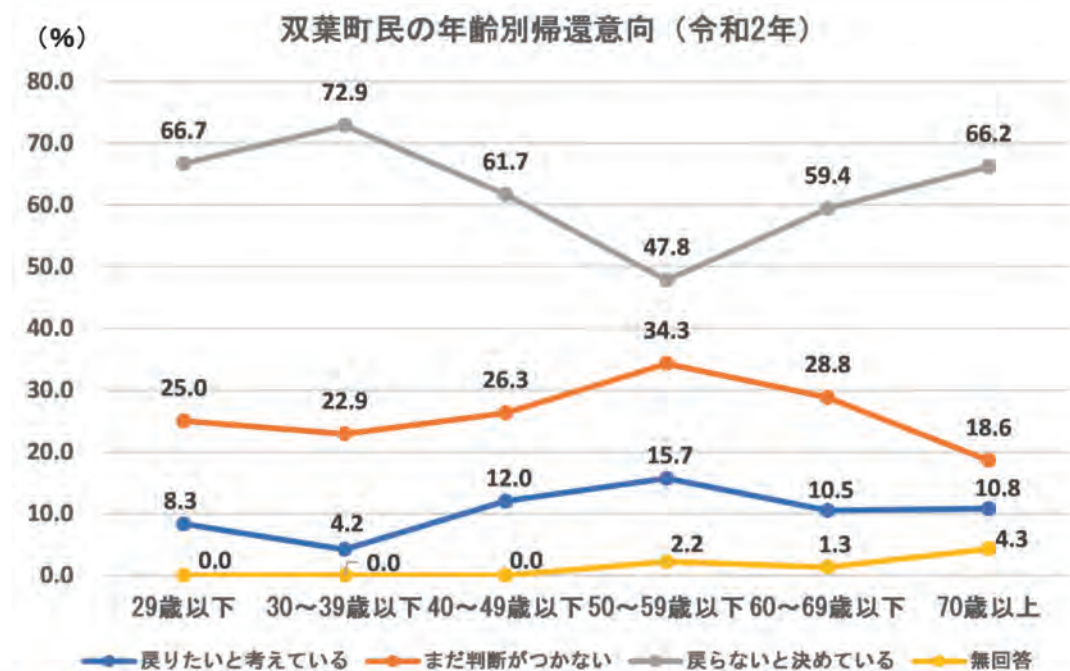
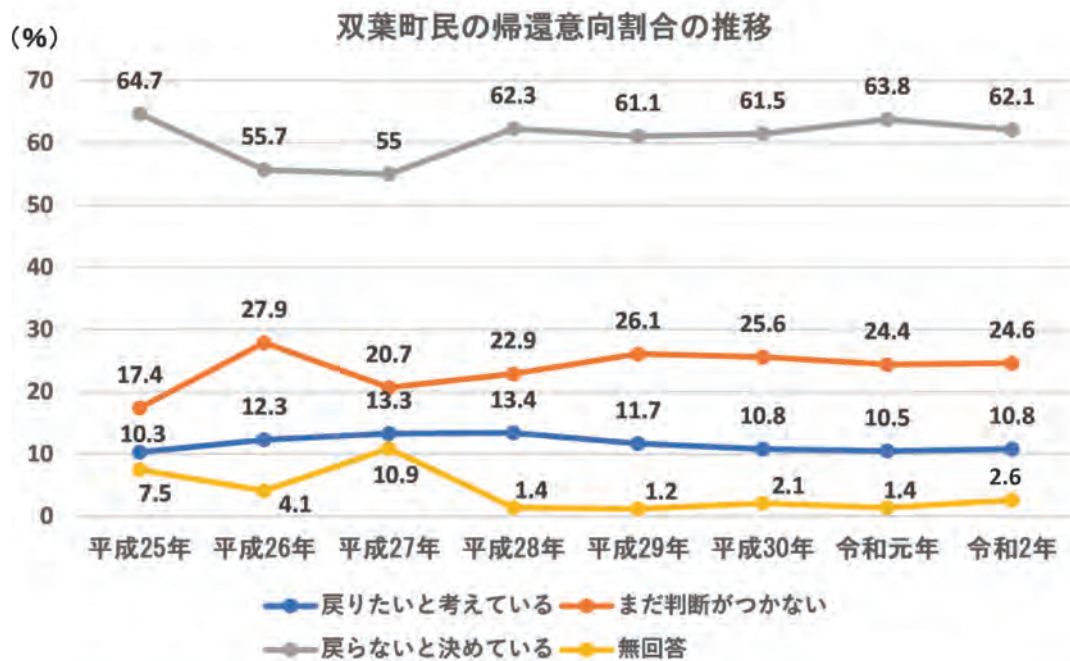
通所介護事業	○平成 30 年 4 月よりいわき市内に地域密着型通所介護事業所を開設し、要介護状態にある利用者に対し、個々の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的に、利用者のニーズに添ったサービスを提供しています。
生活福祉資金 貸付事業	○生活福祉資金貸付事業は、その世帯の経済的自立と生活の安定をめざし、福島県社会福祉協議会が実施している貸付制度です。相談・受付等は各市町村社会福祉協議会が窓口となります。利用できる世帯は、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯です。貸付事業として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等があります。
生活援助資金 貸付事業	○生活援助資金貸付事業は、低所得者世帯を対象とし、一時的な生活費として、また次期の収入までのつなぎ資金として貸付けることを目的としています。貸付限度額は、一世帯 50,000 円以内（無利子）で、貸付期間は 1 年以内です。



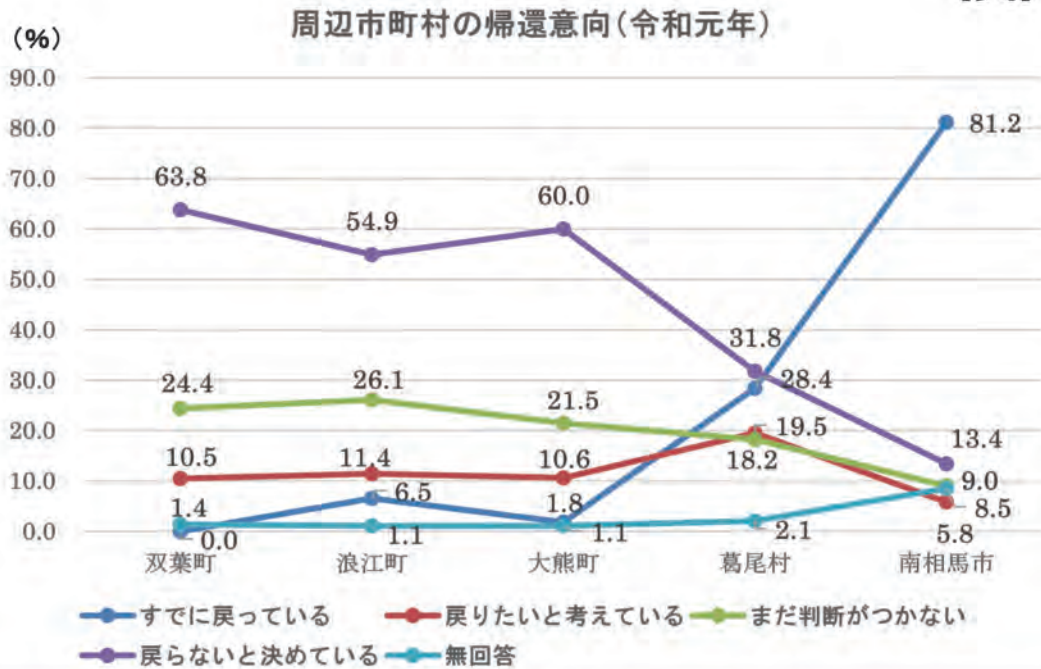
第3節 帰還に向けた流れ

1) 避難指示解除後の帰還意向

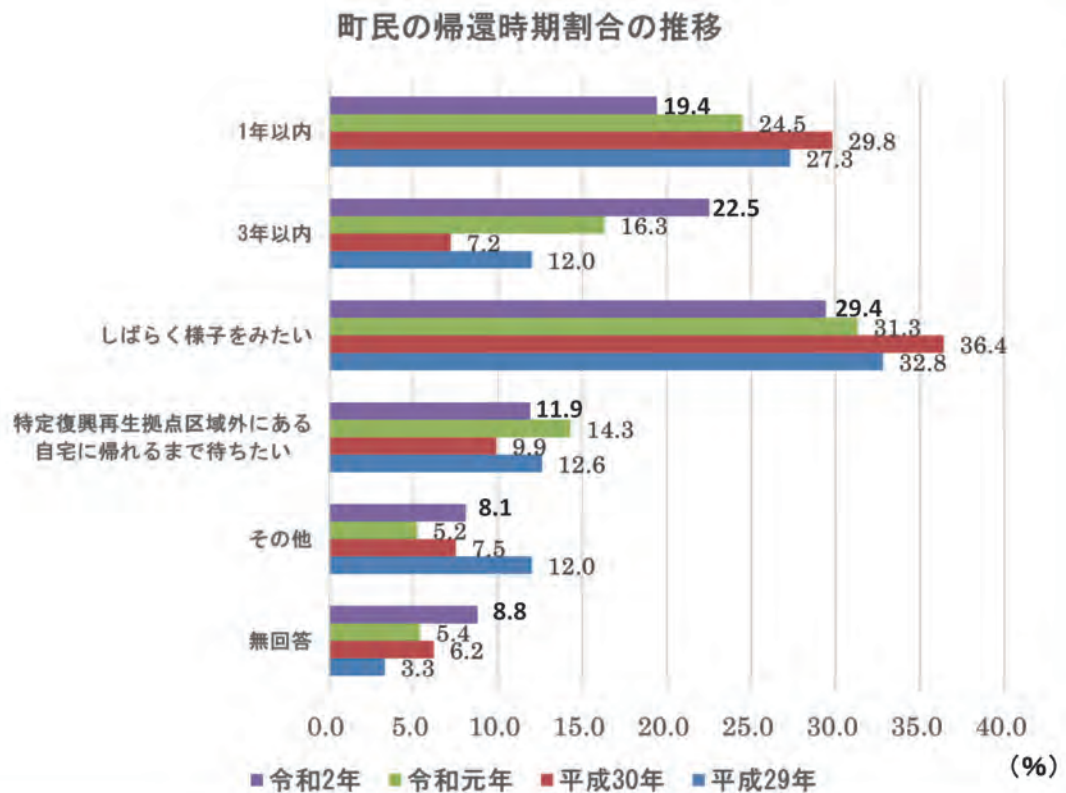
- 令和2年度に公表された、「住民意向調査（復興庁・福島県・双葉町）/ 令和2年8月19日～9月21日 速報版」によると双葉町に戻りたいと考えている町民は、10.8%です。また、24.6%（4人に1人）の人が判断できないとしています。



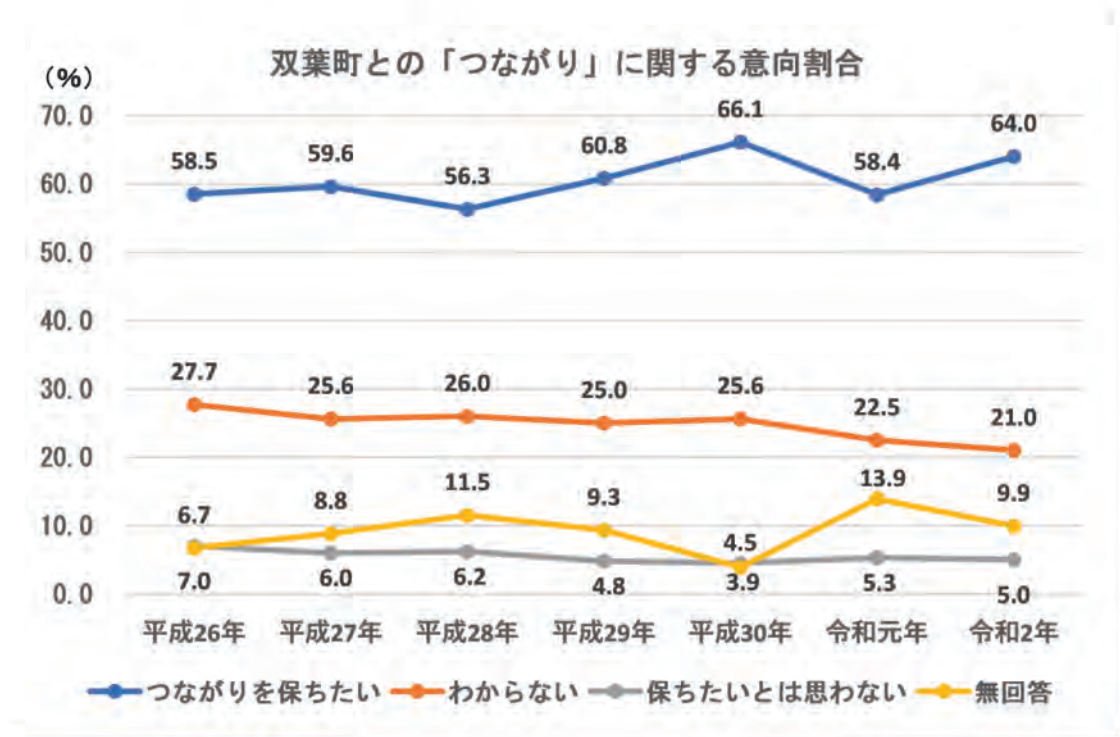
【参考】



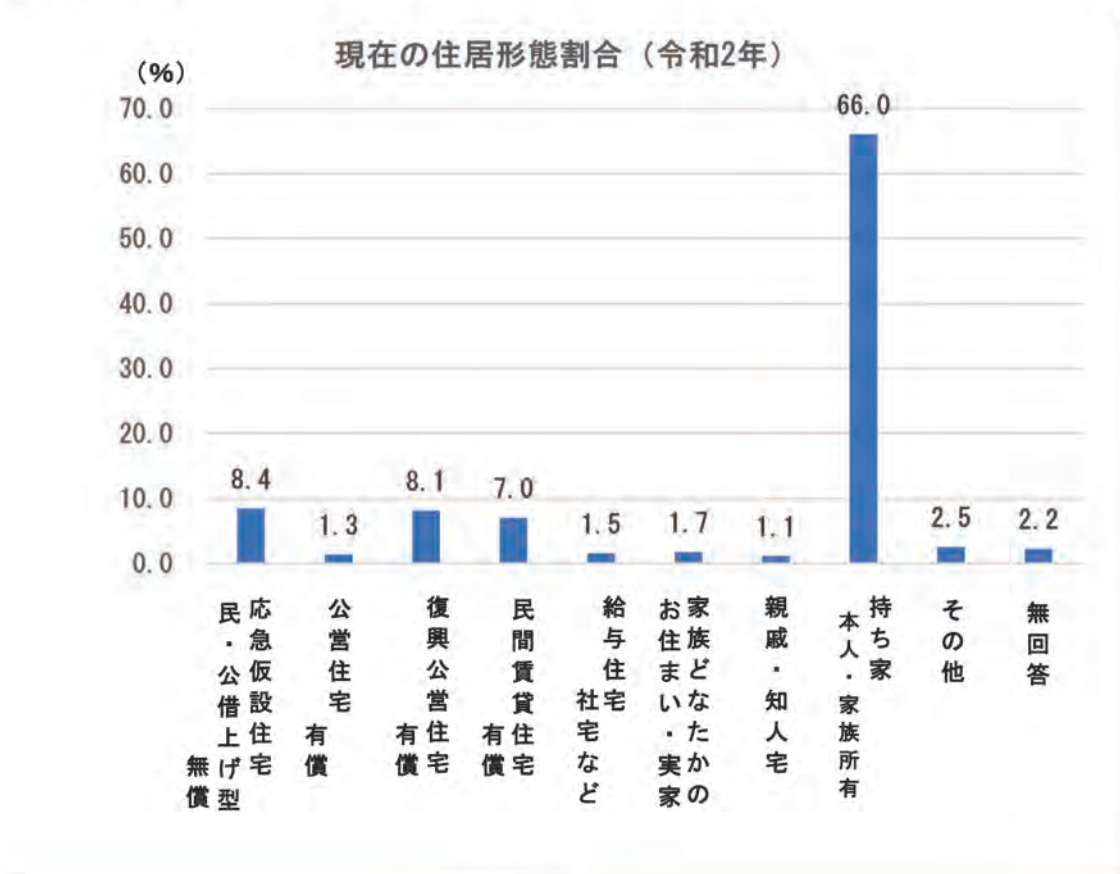
2) 帰還時期



3) 双葉町との「つながり」に関する意向



4) 現在の住居形態



第4節 地域福祉に関する課題

- 双葉町民の避難状況は、発災から9年半の時間経過と共に変化しています。福島第一原子力発電所事故により、全町民の強制的な避難生活を余儀なくされ、ふるさと双葉町に帰りたくても帰れない状況が現在も続いています。
- 家族や町民が分散している状態での避難生活の長期化で、双葉町民の「地域とのきずな」も薄くなっています。更に、復興公営住宅等への移転が進む中で、仮設住宅でつくられた新しいコミュニティが離ればなれになる課題が生じています。
- 令和4（2022）年春に特定復興再生拠点区域全体の避難指示が解除され、帰還が始まります。少なくとも他の避難先と同様に、町民に対し福祉サービスを提供できるよう準備を進める必要があります。
- 双葉町社会福祉協議会として早急に取り組んでいかななくてはならない課題として以下の4つを設定しました。
 - ① 世帯分離と地域とのつながりの希薄化
 - ② 環境や生活の変化等により、生活意欲の低下と自立が困難な町民の存在
 - ③ 健康状態の悪化と孤立化・高齢化
 - ④ 令和4（2022）年春の町民帰還における対応
（スムーズな帰還に向けての体制づくり）
 - ・ 帰還を当面見合わせる町民への各種生活再建支援措置等の暫時継続
 - ・ 帰還者に対する福祉サービスの提供方式



第 3 章 ビジョンの目指す方向性について

第1節 基本方針

- 双葉町社会福祉協議会の基本理念を実現するための基本方針は、以下の通り定めています。

【基本方針】

- ◎ 双葉町民誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい生活がおくれる地域社会の実現に向けて、町民主体及び町民参画を基本とした福祉の推進に取り組んでいきます。

- 人と人とのつながりを深め、社会から孤立しない地域とすることを目指すとともに、たとえ生活上の何らかの問題や困難を抱えている人であっても、地域のなかで人々とふれあい、支え合うことで、自分らしく生き生きと暮らすことの出来る地域共生社会を目指します。

【地域共生社会】

- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

【基本理念】

1. 社会福祉法人双葉町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、住民本位の地域福祉を推進しなければならない。
2. 本会は、より高度な社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及に努めなければならない。
3. 本会は、住民が積極的に社会福祉活動に参加できる環境づくりと、その援助に努めなければならない。
4. 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民及び地域から信頼される介護事業に努めなければならない。

平成21年4月1日制定

社会福祉法人 双葉町社会福祉協議会

第2節 基本目標及び施策方針

- 地域福祉の推進主体それぞれが持てる力を最大限に発揮し、連携・協働して地域福祉の推進を図れるよう、2つの基本目標、3つの施策方針を掲げます。

【基本目標】

- ◎ 避難先との連携を推進し、地域住民同士が支え合う環境づくり（互助）による町民の生活再建
- ◎ 関係機関・団体との協働による、支援を必要とする町民の生活支援及び社会参加の機会確保による自立支援（自助）

【施策方針】

施策方針①：誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

施策方針②：安心して暮らせる住民主体の地域づくり

施策方針③：社会福祉協議会の基盤強化



○ 施策方針ごとの課題・取組方針

施策方針 ①：誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

課 題	○ 避難先での生活再建が進み、地域の一員として安定した生活を送っている町民がいる一方で、地域や家庭での孤立、生活困窮、精神疾患等による引きこもり、未受診等による疾病の悪化等、支援が必要な町民もいます、今後も、支援を必要とする町民の把握と支援体制の強化が必要です。
取組方針	○ 介護、生活困窮、権利擁護等多様なニーズに対応するため、地域福祉事業を実施するとともに、社協内の相談支援体制（体系）の充実を図りつつ、地域組織、関係機関との連携による地域ネットワークの構築を推進します。

施策方針 ②：安心して暮らせる住民主体の地域づくり

課 題	○ 震災後の避難生活において世帯分離が増加し、独居高齢者の介護等の生活課題が深刻化しています。日頃から、地域での声掛けや日常的な見守りによって、災害時にも対応できる助け合いの仕組みづくりが必要です。特に復興公営住宅では独居高齢者等高齢者世帯の割合が高く、見守り支援のあり方やコミュニティ形成が大きな課題となっています。
取組方針	○ 地域の助け合いによる孤立防止や緊急時の対応等、住民主体の生活支援体制の推進及び災害時等の支援体制を整備します。

施策方針 ③：双葉町社会福祉協議会の基盤強化

課 題	○ 双葉町社会福祉協議会の活動拠点は、福島県に 4 ヶ所、埼玉県に 1 ヶ所あり、令和 4 年春の双葉町への帰還に向け、双葉町を含めた拠点整備、組織整備等の検討が必要です。現在の組織体制の見直しと双葉町での事業展開の方向性等、町民の動向を踏まえた検討が必要です。
取組方針	○ 町民帰還に向けて、事業体制や事業内容を検討するにあたり、行政との連携を図りながら組織体制を整備します。また、組織強化として、職員の資質向上や必要な人員確保を推進します。

【施策の概念図】

【課題認識】

- ◎ 世帯分離と地域とのつながりの希薄化
- ◎ 環境や生活の変化等により、生活意欲の低下、自立が困難な町民の存在
- ◎ 健康状態の悪化と孤立化・高齢化
- ◎ 2022 年春の町民帰還における対応
(スムーズな帰還に向けての体制づくり)
 - ・ 帰還を当面見合わせる町民への各種生活再建支援措置等の暫時継続
 - ・ 復興拠点の居住者に対する福祉サービスの提供方法



【基本方針】

- ◎ 双葉町民誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい生活がおくれる地域社会の実現に向けて、町民主体及び町民参画を基本とした福祉の推進に取り組んでいきます。



【基本目標】

- ◎ 避難先との連携を推進し、地域住民同士が支え合う環境づくり（互助）による町民の生活再建
- ◎ 関係機関・団体との協働による、支援を必要とする町民の生活支援及び社会参加の機会確保による自立支援（自助）



【施策方針】

- 施策方針①：誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり
- 施策方針②：安心して暮らせる住民主体の地域づくり
- 施策方針③：社会福祉協議会の基盤強化

第3節 ビジョンの体系

施策方針 ①：誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

(1) 相談支援体制 の強化	地域包括支援 センターの強化	・関係機関等（避難先を含む）との連携による適切な相談支援の推進 ・虐待の予防と早期発見につながる啓発活動の推進 ・要支援認定者に対するケアマネジメントの充実 ・認知症総合支援事業の推進 ・地域ケア会議の充実
	生活支援相談員 の訪問活動の充 実	・課題の早期発見・早期対応のための訪問活動推進 ・独居高齢者等の生活課題を把握し、関係機関との連携強化 ・要援護者の把握と個別訪問相談の充実 ・訪問後の相談に対するサポート（フォローアップ）体制の確立
	生活困窮者 支援事業の充実	・生活困窮者及び生活困窮予備軍の把握による相談支援の充実 ・生活援助資金・生活福祉資金貸付事業の充実 ・フードバンク事業の充実 ・自立支援機関等多機関連携の推進
	権利擁護の推進	・日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の充実 ・成年後見制度の利用促進 ・法人後見等権利擁護事業の検討
(2) 介護予防等による町民の健康増進・向上	介護予防事業、 介護サービスの 推進	・町民のニーズに対応したサービスの検討 ・介護予防事業のあり方の検討（目的・対象者・メニュー・開催頻度等） ・避難先の予防事業等に関する情報提供と参加の促進 ・地域密着型通所介護の充実
(3) 帰還に向けた町民支援体制の推進	相談支援体制 の検討	・帰還者（予定者）の把握 ・総合相談窓口の設置（地域包括支援センター機能） ・生活支援相談員による見守り訪問の実施 ・行政等関係機関との連携
	介護サービス等 の検討	・町民ニーズの把握 ・社会福祉協議会事業について行政との協議 ・活動拠点の検討

施策方針 ②：安心して暮らせる住民主体の地域づくり

(1) 地域支え合い の推進	「支え合い」の 啓蒙・啓発	・社協だより、ホームページによる広報 ・高齢者や障がいのある人に対する理解を深める活動の充実 ・地域の支え合いについての話し合いの場の提供
	活動を支える 人材の育成	・福祉人材の発掘と育成 ・ボランティア養成講座の充実 ・ボランティアリーダーの育成（研修会等の実施）
	地域の生活支援 体制の充実	・地域の実態把握、ニーズマッチング等コーディネート機能の充実 ・地域住民、団体等との連携推進 ・住民参加による生活支援活動推進
(2) 災害時等の助け 合いの推進	災害時等に備え た体制整備	・災害時要支援者の把握及び避難等に関する情報提供 ・避難先の関係機関等とのネットワークづくり ・各事務所・出張所に非常用飲食料品・各種備品等を確保 ・災害対応マニュアル及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成
(3) 帰還後の地域 支え合いづくり	支え合いの 啓蒙・啓発	・帰還者に広報誌の配布 ・帰還者に対するコミュニティ形成のための交流機会の提供 ・ボランティア受け入れ体制整備
	町民の実態把握	・要援護者の把握及びニーズの把握 ・緊急連絡カードの活用 ・要援護者台帳の作成

施策方針 ③：社会福祉協議会の基盤強化

(1) 組織体制 の強化	組織体制の強化	・ 町民の動向に合わせた拠点整備 ・ 行政、他団体との連携強化 ・ 情報共有の仕組みづくり ・ コンプライアンスの強化
	財源の確保	・ 適切な事業評価やコストの上に立った中長期的な財政計画の策定 ・ 公費財源（町・県社会福祉協議会からの補助、受託事業）の確保 ・ 自主財源（募金等配分金、寄付金等）の確保
	職員の資質向上 ・ 育成	・ 研修等による職員の専門性や技術の向上 ・ 処遇改善等による職員のモチベーション向上 ・ 資格取得によるスキルアップ ・ 職員のメンタルヘルスケア
(2) 帰還に向けた 組織体制整備	社協組織体制 の整備	・ 社協組織体制の検討 ・ 行政との協議による拠点体制及び人員の検討 ・ 計画的な職員の採用



第 4 章 施策の展開

第1節 誰も取り残さない、地域福祉の仕組みづくり

1) 相談支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの強化

【現状と課題】

- 高齢者等の相談窓口として、介護保険やその他のサービスを利用するための情報提供や調整等を行い、介護・福祉・医療等様々な面から総合的に支援しています。
- 町からの受託事業として、令和2年度現在、「総合相談事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「地域ケア会議推進事業」、「認知症総合支援事業」、「権利擁護事業」等を実施しています。活動拠点はいわき市が中心となっています。

【地域包括ケアシステム】

- 安心して暮らせる住まいで、生活上の安全や安心、健康の確保とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制のこと。



【具体的な取り組みの概要】

- 総合事業の充実や生活支援サービスの体制整備、在宅医療と介護連携の推進に取り組むとともに、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に寄与していきます。
- 特に、地域包括支援センターの役割が重要になっており、自立支援型の地域ケア会議の充実、ケアマネジメントの支援など、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実のための機能強化に努めていきます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
関係機関等（避難先を含む）との連携による適切な相談支援の推進	継続				
虐待の予防と早期発見につながる啓発活動の推進	継続				
要支援認定者に対するケアマネジメントの充実	継続				
認知症総合支援事業の推進	継続				
地域ケア会議の充実	継続				

(2) 生活支援相談員の訪問活動の充実

【現状と課題】

- 福島県社会福祉協議会からの受託事業として、生活支援相談員配置事業を平成24年度から実施しています。
- 令和2年度現在、相談員は郡山地区（福島市、会津若松市を含む）で5人、白河地区で2人、いわき地区で4人、南相馬地区で2人、加須市で2人、合計15人が訪問相談活動等を行っています。
- 生活支援相談員が仮設住宅・借上げ住宅・復興公営住宅及び新たに家を建てられた双葉町民を定期的に訪問し、心や身体に関する健康相談や介護・福祉サービス等に関する相談を受け、専門機関につなぐ役割を担っています。
- 避難先において、町民の介護予防や町民同士の交流を図れる場として、南相馬市に「ひだまりサロン」を開設していますが、避難生活が長引くにつれ、心身の機能低下が心配されています。

【生活支援相談員の役割】

- 生活支援相談員は、被災者の福祉課題・生活課題の把握を行ない、支援を要する人(要援助者)に対して、必要なサービス・活動が利用できるよう、相談や調整を行うとともに、既存のサービス・活動で対応できないニーズについて、自ら支援を行います。また、要援助者に寄り添って、個々のニーズに応える支援(個別支援)を通してその自立を促進するとともに、住民同士のつながり、助け合いの力の支援(地域支援)を行います。

(生活支援相談員ハンドブックふくしま版)

【具体的な取り組みの概要】

- 見守りを通じて、町民世帯の状況把握と地域福祉サービスの理解を一層促進するため、生活支援相談員による訪問活動等は、今後も社会福祉協議会の事業として継続実施します。
- 町民の抱える悩みを早期に把握する能力や体制づくり、生活支援相談員が町民の相談内容を解決できる部署、専門職・専門機関に適切に繋がられる体制に努めます。
- 個別訪問では、町民の状況を把握することを目的とした訪問と、支援を必要とする町民への個別対応を並行して進めていきます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
課題の早期発見・早期対応のための訪問活動推進	継続				
独居高齢者等の生活課題を把握し、関係機関との連携強化	継続				
要援護者の把握と個別訪問相談の充実	継続	帰町者の把握	帰町者の個別訪問		
訪問後の相談に対するサポート(フォローアップ)体制の確立	継続				

(3) 生活困窮者支援事業の充実

【現状と課題】

- 双葉町社会福祉協議会では、生活困窮者支援事業として、「生活福祉資金」、「生活援助資金」等の貸付事業等を実施しています。社会福祉協議会で全ての問題を解決することは困難です。
- しかし、相談者と一緒にできる限りの解決方法を模索し、解決へ繋げる努力が必要です。そのため、相談に関する情報を町民にお知らせするとともに、町民情報を関係機関等へ周知し、日常的な連携体制の構築を図ることが課題となっています。

【具体的な取り組みの概要】

- 経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、福島県社会福祉協議会から受託している生活福祉資金の貸付事務（貸付相談・申請手続き）を行います。
- 利用者の状況に合わせた相談体制の整備と福島県社会福祉協議会や民生委員との連携強化に努めます。

【生活福祉資金の内容】

- ・総合支援資金
- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・不動産担保型生活資金

- 低所得者世帯を対象とし、一時的な生活費として、また次期の収入までのつなぎ資金として貸付けることを目的とした生活援助資金貸付制度の継続的な実施に努めます。貸付限度額は、一世帯50,000円以内（無利子）で、貸付期間は1年以内となっています。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活困窮者及び生活困窮予備軍の把握による相談支援の充実	継続				
生活福祉資金・生活援助資金貸付事業の充実	継続				
自立支援機関等多機関連携の推進	継続				
フードバンク事業の充実	継続				

【フードバンク事業】

- 安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことが出来ない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

（4）権利擁護の推進

【現状と課題】

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）として、高齢者や知的または精神的に障がいのある人など、判断能力が不十分で親族などの援助が得られない人に対して、福祉サービスの利用手続きや援助などを行っています。
- 日常生活自立支援事業利用者の判断能力の低下など、状況を確認しながら成年後見制度への移行を円滑に促進し、地域で安心して生活できるよう支援することが課題となっています。

【日常生活自立支援事業と成年後見制度について】

- 日常生活自立支援事業は、利用者との契約により、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理等をお手伝いする事業です。一方、成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産間や契約等を支援する制度です。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対 象	判断能力の不十分な人 （契約できる程度）	判断能力の低下した人
援 助 者	生活支援員	後見人、保佐人、補助人
相談窓口	社会福祉協議会	社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士等

【具体的な取り組みの概要】

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の周知と利用を促進するために、事業実施体制の構築に努めます。
- 成年後見制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの配布、研修会の実施など周知活動を充実します。また、支援が必要な人に対する成年後見制度に関する申請手続き等の相談支援を充実します。
- 地域に根差した法人貢献事業の普及と長期的・安定的な運営に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の充実	継続				
成年後見制度の利用促進	継続				
法人後見等権利擁護事業の検討		検討	双葉町での実施		

【法人後見】

- 法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見等」といいます。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。
- また、社会福祉協議会の特徴を活かし、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携しながら、本人を中心とした見守りのネットワークをつくります。職員が、本人に適した支援方法を考え、福祉関係機関と協力しながら支援していきます。

【事業実施体制】

- 福島県会津地方では、広域で法人後見等権利擁護事業を実施しています。双葉町社会福祉協議会でも、周辺（双葉郡内）社会福祉協議会と連携しながら体制整備に努める必要があります。

2) 介護予防等による町民の健康増進・向上

(1) 介護予防事業、介護サービスの推進

【現状と課題】

- 運動機能向上、認知症、うつ、閉じこもり予防、町民同士の交流、孤立化の防止を目的として復興公営住宅集会所や公共施設で介護予防教室などを開催しています。
- 避難を余儀なくされている町民への支援策として、いわき市、郡山市、加須市に支援活動の拠点を設け、相談支援や交流サロン等を開催しています。
- 平成30年度から、いわき市勿来酒井地区の双葉町サポートセンターひだまり内で地域密着型通所介護事業を運営しています。訪問介護・訪問入浴事業等のサービス提供については、県・双葉町及び避難先の自治体との調整を図りながら、事業再開を検討する必要があります。

【具体的な取り組みの概要】

- 避難生活で、孤立化や心身機能の低下により、自立が困難になっている町民の存在を受け、健康状態の把握・健康維持を推進するため、介護予防事業の充実に取り組みます。
- 町民のニーズに対応するため、避難先の自治体や関係機関と連携を図り、地域とのつながりや町民同士の支え合いなど自主的なコミュニティ形成の促進に向けた基盤づくりに取り組みます。
- 要介護高齢者等への質の高い福祉サービスの提供と家族介護の負担軽減を図るため、通所介護の一層の充実に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町民のニーズに対応したサービスの検討	継続				
介護予防事業等のあり方の検討（目的・対象者・メニュー・開催頻度等）	継続				
避難先の介護予防事業等に関する情報提供と参加の促進	継続				
地域密着型通所介護の充実	継続		双葉町での実施検討		

3) 帰還に向けた町民支援体制の推進

(1) 相談支援体制の検討

【現状と課題】

- 令和4（2022）年に、帰還を希望する町民や、町内の「働く拠点」等の就労者の受け皿となる「住む拠点」を整備し、特定拠点全域の避難指示解除と居住開始を目指しています。双葉町の計画では、避難指示解除から5年後（令和9年）の目標居住人口を約2,000人としています。

【令和4（2022）年度のイメージ】

- 避難指示が解除された地域の住宅地では、町民が戻り、新し町民が転入し、それぞれの暮らしが始まります。
 - ・ 役場機能の再開
 - ・ 区域外就学に係る調整
 - ・ 周辺自治体との連携を含めた医療、介護サービスの体制整備
 - ・ 郵便局、銀行、小売/飲食施設等の生活サービスの再開
 - ・ 官民複合施設
 - ・ 防犯、防災
 - ・ 住宅施設、宿泊施設 など
- （避難指示解除に関する考え方：福島県双葉町、2018年12月）

- 震災・事故から長い時間が経過する中、町民の事情は様々です。今後想定される帰還状況を踏まえ、向こう5年で、どのような課題やニーズに対応していくのかを示し、双葉町や関係機関及び町民と共有していくことが求められています。

【具体的な取り組みの概要】

- 帰還者は、これまでの避難先で形成されたコミュニティとは異なる生活環境に移ることになるため、定着するまでの期間、町民を孤立させないため、町民ニーズに対応した相談支援体制を検討し、実施します。
- 令和4年の双葉町の帰還は、特定復興再生拠点区域での帰還であり、復興公営住宅等への入居が主体で、見守り等のニーズが高く、その対応を検討します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
帰還者（予定者）の把握	把握	継続			
総合相談窓口の設置 （地域包括支援センター機能）		設置	継続		
生活支援相談員による見守り訪問の実施		実施	継続		
行政等関係機関との連携	継続				

(2) 介護サービス等の検討

【現状と課題】

- 双葉町に帰還又は帰還を予定している町民に対しては、要支援・要介護者に対するケアプランの作成と、それに基づく、訪問介護、居宅介護支援事業等の実施が課題となっています。町民ニーズに必要な福祉サービスを適切に提供していくことが必要です。また、障がい者に対しても同様の支援が必要になります。
- 町民の帰還状況に合わせ、高齢者へのデイサービス、配食サービスの提供などに努める必要があります。

【具体的な取り組みの概要】

- 双葉町社会福祉協議会としては、町内の福祉の拠点として、帰還した町民の要介護者や障がい者が地域福祉サービスを適切に提供されている状態になることを目標にします。

実 施 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町民ニーズの把握	把握	継続			
社会福祉協議会事業について行政との協議	協議	継続			
活動拠点の検討	検討	整備			

第2節 安心して暮らせる住民主体の地域づくり

1) 地域支え合いの推進

(1) 「支え合い」の啓蒙・啓発

【現状と課題】

- 子供、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、地域のあらゆる町民が役割を持ち、担い手となることが地域づくりの基盤となります。
- 地域福祉を推進する上で、自助力・互助力を高めていくことは必要不可欠です。その担い手の継続的な育成が求められています。そして、多様化する問題の解決のためには、町民相互の信頼できる関係づくりが重要になっています。

【具体的な取り組みの概要】

- 支え合い・助け合いを進めるという「地域福祉」についての意識の浸透を図るため、社協だより、インターネット等多様な情報発信手段を活用し、福祉の情報提供の充実を図ります。
- 福祉啓発活動、講演会、各種講座等の地域福祉への関心を高める機会を充実させ、幅広い世代の地域福祉への理解を促進します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社協だより、ホームページによる広報	継続				
高齢者や障がいのある人に対する理解を深める活動の充実	継続				
地域の支え合いについての話し合いの場の提供	継続				

(2) 活動を支える人材の育成

【現状と課題】

- ボランティア活動は、豊かな地域社会を創り出していくための大きな力です。震災後の避難生活において世帯分離による独居高齢者の増加や地域での支え合い・助け合いの必要性の高まりなどにより、ボランティアの担い手不足や高齢化が顕著になっています。
- ボランティア活動を推進するためには、担い手の育成が課題となっています。また、活動を充実させ継続させるためには、リーダーの育成、情報提供や活動支援体制を充実させる必要があります。

【具体的な取り組みの概要】

- ボランティアのきっかけづくりから専門性の高いボランティアまで、町民のボランティアニーズに応じながら、さまざまな内容のボランティア講座を企画・実施します。
- 活動の中心的役割を担うリーダーを育成することで、活動を更に充実させます。また、活動を継続させるためのリーダー等の育成体制の整備を図ります。
- 学校・企業等に対し福祉教育等を促進し、福祉に対する理解を深め、次世代の地域福祉の担い手となる福祉人材の発掘と育成に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉人材の 発掘と育成	継続				
ボランティア 養成講座の充実		検討	実施		
ボランティア リーダーの育成 (研修会等の実施)		検討	実施		

(3) 地域の生活支援体制の充実

【現状と課題】

- 地域でさまざまな活動を通じて身近なつながりを深めるなど、地域の活性化を図る必要があります。そして、地域における課題の把握や解決のための取り組み体制についても支援していく必要があります。
- 独居高齢者の増加に伴い、日々の暮らしの中での見守りや目配りといった日頃からの支援体制の構築も重要になっています。
- 一方、福祉情報は、行政（県・市）や関係機関との十分な共有化・一元化が重要になっています。そのため、ＩＴ（情報技術）・ＩＣＴ（情報通信技術）の活用に向けた研究が課題となっています。

【具体的な取り組みの概要】

- 町民が地域活動を通じて町民相互のつながりを深めることで、支え合い・助け合いの意識が高まり、地域見守り活動の充実とともに孤立の防止が図られます。
- 町民主体の生活支援サービスの仕組みづくりを進めるため、地域ニーズの把握等に努めます。
- 町民と関係団体が一堂に会し、地域における課題の把握、情報交換、解決策の検討等を進める会合の開催を支援します。
- 地域ニーズに対応したサービスの創出支援等を通じ、地域のニーズに対応した活動の展開を住民参加のもと推進します。

実 施 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域の実態把握、 ニーズマッチング等 コーディネート機能 の充実	継続				
地域住民、団体等 との連携推進	継続				
住民参加による 生活支援活動推進	継続				

2) 災害時等の助け合いの推進

(1) 災害時等に備えた体制整備

【現状と課題】

- 地震や台風、集中豪雨などが数多く発生していることから、「双葉町地域防災計画（令和2年3月）」に基づき、町民の生命、身体及び財産を保護する必要があります。
- 特に、自立で迅速な避難行動をとることが困難な人（避難行動要支援者）に対する災害時における支援の必要性が高まっています。
- 今後も、町民、行政及び社会福祉協議会が連携し、防災の取り組みと地域活動の中で防災の意識を高めつつ、要支援者に関する日頃からの情報共有や、それぞれの地域に合わせた支援体制の整備が課題となっています。

【避難行動要支援者】

- 高齢者や障がい者等で自ら避難できない人が該当します。
- 市町村では避難行動要支援者のうち、同意の上、申請のあった人の名簿を作成し、毎年、地域の関係機関等へ配布しています。
- 要支援者毎に「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書」を作成しています。

【個人情報保護法】

- 災害対策上個人情報、迅速な救済措置を講じる上で必要なものですが、個人情報保護法により、情報の漏えいや不正な扱いに対応できるようになった反面、個人情報保護による地域社会への情報の伝達の滞りが課題となっています。
- 市町村では、災害時要支援者に対応するために、行政、自主防災組織、民生・児童委員、が相互に連携を図り、個人の同意のもとに災害時要支援者名簿を作成しています。

【具体的な取り組みの概要】

- 災害発生時に備え、支援が必要と思われる人へ「避難行動要支援者名簿」への登録を働きかけるとともに、関係機関との連携を図り、情報収集に努めます。
- 避難先の関係機関と協議し、被災時に必要な情報交換や交流が行える機会の提供に努めます。
- 各事務所に非常用飲食料品・各種備品等を確保します。
- 防災に関し、平常時及び災害発生時における社会福祉協議会の役割、職員動員等を明らかにし、迅速、円滑な災害対策を行うため、「災害対応マニュアル」、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成します。

実施年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害時要支援者の把握及び避難等に関する情報提供		継続				
避難先の関係機関等とのネットワークづくり		継続				
各事務所に非常用飲食料品・各種備品等を確保		実施	継続			
災害対応マニュアル	災害対応マニュアル	作成	実施			
	災害ボランティアセンター運営マニュアル	作成	実施			



3) 帰還後の地域支え合いづくり

(1)「支え合い」の啓蒙・啓発

【現状と課題】

- 震災前、双葉町には近隣同士で支え合い、助け合う、互助のコミュニティの姿がありました。また、震災後の避難により、避難先での新たなコミュニティも形成されています。
- 特定拠点の「住む拠点」への帰還により、新たな地域の支え合い、助け合い活動が重要になります。
- 町民の帰還は徐々に進むものと推定されますが、町内に居住する町民は少なく、町民同士の交流を促進し、住民主体のコミュニティが形成されることが課題となっています。

【具体的な取り組みの概要】

- 支え合い、助け合いなど「互助」に基づくコミュニティ活動の機会拡充を図るとともに、活動の中心となるボランティアの受け入れ体制を整備します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
帰還者に広報紙 の配布		実施	継続		
帰還者に対するコミュニティ形成のための 交流機会の提供	検討	実施	継続		
ボランティア 受け入れ体制整備	検討	実施	継続		

(2) 町民の実態把握

【現状と課題】

- 令和4（2022）年に特定拠点の「住む拠点」への帰還が開始され、徐々に町民の帰還が進む中、単身高齢者や要介護者等は孤立化しやすい状況にあります。
- 町民の帰還については、令和4年に帰還が開始されますが、特定拠点の「住む拠点」への帰還であり、震災以前の居住地域に帰還するわけではありません。そのため、町民は少しずつ帰還を進めていくものと推測されます。今後は、帰還状況やニーズを正確に把握し、行政と協議しながら適切な支援に努めなければなりません。

【具体的な取り組みの概要】

- 帰還町民の情報を把握し、要援護者台帳を作成し、地域での見守りや専門機関への情報提供等、適切な支援に努めます。

実 施 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要援護者の把握 及びニーズの把握		実施	継続		
緊急連絡カードの 活用		実施	継続		
要援護者台帳の作成		実施	継続		

第3節 社会福祉協議会の基盤整備

1) 組織体制の強化

(1) 組織体制の強化

【現状と課題】

- 双葉町社会福祉協議会では、いわきの本部事務局（総務部、地域包括支援センター、デイサービスセンター）のほか郡山事務所、加須事務所、南相馬出張所、白河出張所で、介護予防事業や生活支援相談員による見守り、地域密着型通所介護事業、福祉に関する相談などを実施してきました。
- 令和2年4月現在の職員数は、合計34人（正規職員：12人、嘱託員：21人、臨時職員：1人）となっており、生活支援相談員が嘱託員の関係で、正規職員の割合が少なくなっています。

双葉町社会福祉協議会拠点別職員数（令和2年4月1日）

	本部事務局（いわき市）				郡山事務所		加須事務所	合 計
	総務部	地域包括支援センター	デイサービスセンター	南相馬出張所	サポートセンター	白河出張所		
正規職員	4	3	2	1	2	—	—	12
嘱託員	6	—	3	1	6	2	3	21
臨時職員	—	—	—	—	—	—	1	1
【合 計】	10	3	5	2	8	2	4	34

【具体的な取り組みの概要】

- 町民に社会福祉協議会の事業について理解を深めてもらえるよう、適時・適切に情報発信し「見える化」に努めます。また、町民が何を求めているのか、どんな課題や問題を抱えているのかのニーズ把握に努め、企画提案能力を高めていきます。
- 周辺自治体の社会福祉協議会と連携した福祉サービスや事業（施設整備等）の実施体制を検討し、より充実したものとし、町民から頼りになる社会福祉協議会づくりを進めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町民動向に合わせた拠点整備	継続				
行政、他団体との連携強化	継続				
情報共有の仕組みづくり	継続				
コンプライアンスの強化	継続				
周辺自治体の社会福祉協議会との連携強化	継続				

【コンプライアンス】

- 日本語として使われる場合の「コンプライアンス」とは、「法令遵守」という意味になることが多いですが、実際には企業が独自に設ける就業規則や社内規定、企業倫理なども含め守ることを指します。
- つまり、不正会計や長時間残業と言った行為はもちろんのこと、モラルに反した行為なども「コンプライアンス違反」となります。

(2) 財源の確保

【現状と課題】

- 双葉町社会福祉協議会における福祉活動を推進強化するためには、事業を行うための財源を確保することが重要です。
- 社会福祉協議会は、補助金・受託金などの「依存財源」、介護報酬などの「事業収入財源」、寄付金・共同募金配分金などの「自主財源」を財源として運営しています。
- 継続的に適切な事業評価やコスト把握を行い、安定的な財務運営に努める必要があります。

【具体的な取り組みの概要】

- 双葉町社会福祉協議会が地域福祉の中心的な推進組織として、町民の期待に応えるためには、公費の補助・委託事業にとどまらず、柔軟で先駆的な事業活動に幅広く取り組むことが重要であり、そのためにも自主財源等の確保を図ります。
- また、事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、実現に向けた組織・事業・財政に関する取り組みを明示して、戦略的事業展開と社会福祉協議会の組織改革・意識改革を図ります。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
適切な事業評価やコストの上に立った中長期的な財政計画の策定	継続				
依存財源（町・県社会福祉協議会からの補助、受託事業）の確保	継続				
自主財源（寄付金、募金等配分金等）の確保	継続				

(3) 職員の資質向上・育成

【現状と課題】

- 現在OJT（職場内研修）とともに、専門的な知識・技術の習得や適切な接客対応等を目的とした福島県社会福祉協議会等が主催する外部の研修会への参加を進めています。
- 地域福祉にかかわる専門性と熱意ある職員を得るとともに、自立した組織として継続的に運営できるよう、処遇などの条件の見直しを検討する必要があります。

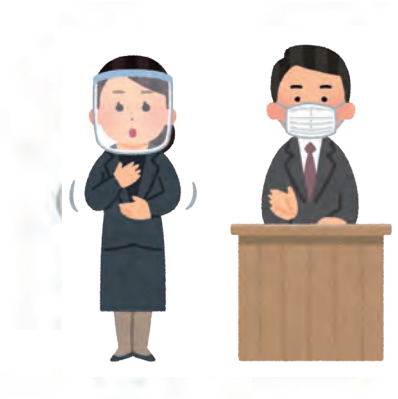
【社会福祉協議会職員に求められる能力】

- ・仕事に対する知識や技術
- ・社会全般に関する問題意識と情報収集
- ・社会福祉を目的とする事業の企画や仕組みづくりの立案と実施する能力
- ・人とのつながりを築く能力
- ・組織の内外での折衝や交渉、調整する能力
- ・これからの時代に新たに必要とされる法務・情報化対応能力

【具体的な取り組みの概要】

- 日常業務を通じた研修であるOJT（職場内研修）を深め、職員間のコミュニケーションの活性化や業務上の目標や課題の共有化を図り、円滑な業務遂行を目指します。
- 複雑化する福祉ニーズに対応していくためには、質の高い福祉人材と合わせて、常に専門性を向上させる取り組みも重要です。たとえ就労時には資格を持っていない人であっても、働きながら段階を踏んで専門性の向上が出来るような資格体系を確立し、その養成・確保に努めます。
- 職務を遂行する上で、専門的な能力が必要とされる相談や対応が求められている現状を受け、各職員の業務の整理と明確化に取り組みます。また、相談に対して適切に対応するために、研修等の実施による職員のフォローに取り組みます。
- 職員のメンタルヘルスクケアを実施するなど心身の健康管理に努め、事業運営の安定化と人材定着を図ります。

実 施 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修等による職員の 専門性や技術の向上	継 続				
処遇改善等による職 員のモチベーション 向上	継 続				
資格取得による スキルアップ	継 続				
職員のメンタル ヘルスケア	継 続				



2) 帰還に向けた組織体制整備

(1) 社協組織体制の整備

【現状と課題】

- 避難住民は、時間の経過とともに福島県内、特にいわき市内に居住する傾向が顕著になっています。双葉町社会福祉協議会は拠点体制の在り方や拠点統廃合を含めて町民の実態に則して対応するとともに、必要に応じて職員の増員や配置の見直しを随時実施してきました。

【具体的な取り組みの概要】

- 令和4年頃から、双葉町特定復興再生拠点区域内において業務開始を目指します。また、双葉町行政の中核機能が帰還する時点で、社会福祉協議会本部も帰還できるよう準備検討します。
- 現行のいわき事務所（南相馬出張所を含む）、郡山事務所（白河出張所を含む）、加須事務所は当面維持しますが、住民の動向等により見直しを検討します。
- 双葉町特定復興再生拠点区域内の職員配置は、町民の帰還状況に応じて調整を図るとともに、計画的に職員の育成に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社協組織体制の検討	継続				
行政との協議による 拠点体制 及び人材の検討	検討	継続			
計画的な職員の育成	継続				

第 5 章 地域別施策の考え方と 5 年後（令和 7 年）の到達目標

第1節 双葉町

- 令和4（2022）年春頃・特定復興再生拠点区域への帰還が開始されます。双葉町に生活拠点を移された町民に対し、現在避難先で実施されている各種福祉サービスが帰還場所でも同様に提供されることが求められます。そのため社会福祉協議会としても双葉町に拠点を構築し、サービスを再開する必要があります。
- 令和7年度までの5年間は、段階的に帰還する町民が孤立しないための見守り活動とともに、世帯状況の把握が重要になります。
- また、帰還が想定される比較的元気な高齢者も、年齢を重ね介護や支援がいずれ必要になることを考えると、介護支援の体制を整えておく必要があります。
- これらの状況を踏まえ、双葉町内における各種福祉サービスの段階的な実施（施行）により、町民が帰還できる住みやすい地域づくりを推進していくことが重要と考えられます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和4（2020）年春頃・特定復興再生拠点区域帰還者支援		帰還開始			
実態把握と支援体制構築	■■■■■■■■■■	継続			

第2節 避難先

1) いわき（市内）拠点

- いわき市に避難する双葉町民は、令和2年3月31日現在2,180人で、避難者6,830人の31.9%を占めています。また、いわき市で自宅再建している町民も多く、いわき市と双葉町の二拠点間を行き来しながら生活する人も増加すると考えられます。
- そのため、各種福祉サービス内容や量の拡充を図るのではなく、現状の水準を確保し、引き続き見守り活動の継続と、引きこもり防止にもつながる生きがいがづくりが必要です。

2) その他拠点

- 郡山・白河・南相馬地域等では、帰還が進み町民が減少すると考えられますが、町民に対する見守り、生きがいがづくりのサービス機能を維持することが重要です。
- “双葉町とつながっていたい”という意向を持つ町民が全体で約6割（令和元年住民意向調査：復興庁、福島県、双葉町）を占めていることから、町民同士及び避難先地域とのつながりの維持が必要です。
- そのため、避難先の行政、社会福祉協議会等とも連携しつつ、町民への情報提供と町民同士の交流、町民と避難先住民との交流機会の継続が重要です。

第 6 章 ビジョンの推進にあたって

第1節 ビジョン内容の周知徹底

- 地域福祉は、行政や社会福祉協議会だけが行うものではなく、町民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの町民に理解、協力を求めていく必要があります。
- そのため、本ビジョンで示した「基本方針」や福祉課題解決のための「基本目標」、「施策方針」、「施策の展開」等について、『広報ふたば（災害版）』、コミュニティ誌『つなげよう つながろう ふたばのわ（毎月発行）』、『双葉町社協だより（年2回発行）』や『双葉町社協ホームページ』などあらゆる機会を通して町民や町内の福祉関係各種団体をはじめ企業などへ広く周知に努め、本ビジョンに対する参画や各自の取り組み等について啓発・普及を行いながらビジョンを推進していきます。
- また、地域におけるビジョンの推進については、社会福祉協議会が自治会等さまざまな地域組織と連携して、地域の実情に応じながら取り組み活動を促進していきます。

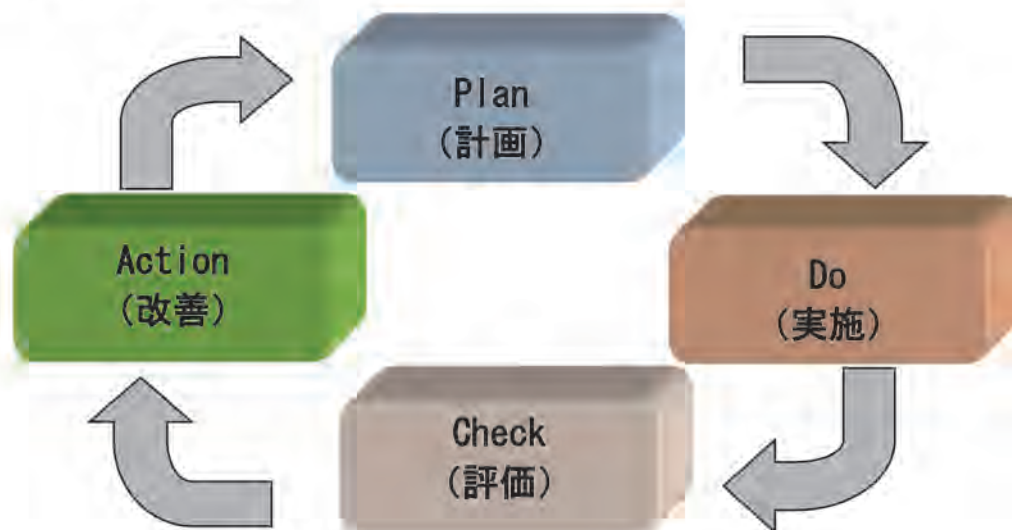
第2節 推進体制と見直し

- 本ビジョンは、行政・社会福祉協議会・町民との横断的な推進体制により推進するものです。そのため、それぞれの役割を担いビジョンを推進していくとともに、定期的な推進状況などの情報共有に努めます。
- また、見直しなどの必要があった場合は、評価・検証を行います。また、関連する制度改正や各種調査活動を通して福祉サービス利用者の福祉課題の把握を行い、成果と課題を明らかにし、新たなニーズの変化に応じた計画の見直しを行います。
- ビジョンにおける取り組みについて、社会福祉協議会の部署ごとに、より具体的な事業を検討し、それぞれの年次計画に落とし込みます。また、社協職員が一丸となってビジョンを推進していくために、情報の共有化を図ります。
- 事業の進捗状況の把握、情報や課題の共有を図るとともに、定期的な点検・評価、計画の見直しを行います。
- 着実に計画を推進していくために、共通理念・目標のもと、各部署での業務に取り組みます。これにおいても社会情勢やニーズに合わせた事業展開を心掛け、地域福祉の推進に努めます。

第3節 ビジョンの進行管理

- 本ビジョンに基づく地域福祉活動の取り組みを効果的で継続的に推進していくために、社会情勢や町民意識等の変化を的確にとらえ、具体的な事業や活動の推進がその基本方針・基本目標に結びついているかを検証する必要があります。
- 本ビジョンの着実な事業（活動）推進のため、担当部署では、各施策・事業について、自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。
- 社会福祉協議会内体制については、総務部が中心となって、意識啓発及び情報の共有を図り、ビジョンの総合的かつ計画的な進行管理に努めます。
- ビジョンの点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実施し（Do）、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の改善（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。
- なお、見直しした内容については、評価と併せて『社協だより』や『社協ホームページ』などを活用して町民に広く公開します。

【PDCAサイクルの流れ】



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
Do（実施）	計画に基づき活動を実行する。
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）。
Action（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う。

参考文献等 一覧

1. 『双葉町復興まちづくり計画（第一次）』 （平成 25 年 6 月）
2. 『双葉町復興まちづくり計画（第二次）』 （平成 28 年 12 月）
3. 『双葉町復興まちづくり長期ビジョン』 （平成 27 年 3 月）
4. 『双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）』
（平成 27 年 3 月）
5. 『双葉町内復興拠点基本構想』 （平成 28 年 3 月）
6. 『双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画』 （平成 28 年 3 月）
7. 『避難指示解除に関する考え方（双葉町）』 （平成 30 年 12 月）
8. 『住民基本台帳・避難状況等（双葉町ホームページ）』 （令和 2 年 1 月）
9. 『住民意向調査（復興庁）』 （令和元年 11 月）
10. 『生活支援相談員ハンドブック（福島県社会福祉協議会）』 （平成 28 年 3 月）
11. 『双葉町 第 7 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画』 （平成 30 年 3 月）



社会福祉法人
双葉町社会福祉協議会

本、「双葉町地域福祉ビジョン」策定にあたっては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業）のご協力をいただきました。